

2022年問題のその後

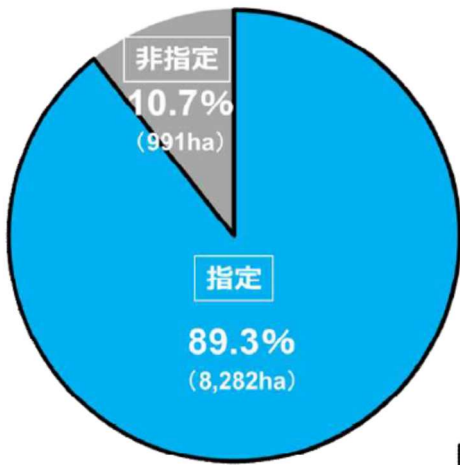
# 特定生産緑地への移行割合が発表されました

令和5年2月14日、国土交通省より平成4年に指定を受けた生産緑地のうち、特定生産緑地へと移行した割合が発表されました。発表によると**約9割の生産緑地が特定生産緑地へと移行した**とのこと。2022年問題はある程度抑えられたと言えるかもしれませんね。



## 発表の概要

特定生産緑地の指定状況に関する調査結果  
(令和4年12月末時点)



N=9,273ha (199都市)

1ha=10,000㎡  
開発500㎡20区画程度

- ◆調査期間  
令和4年8月～12月
- ◆調査対象  
全国199都市における平成4年に指定された生産緑地地区
- ◆結果概要  
平成4年指定の生産緑地は9,273ha  
特定生産緑地移行は89.3%の8,282ha  
特定生産緑地移行無しは10.7%の991ha

※国土交通省HP 報道発表資料

「平成4年に定められた生産緑地の約9割が特定生産緑地に指定されました」

特定生産緑地へ移行されたものについては

①移行から10年経過②主たる従事者の死亡③主たる従事者の故障など一定の事由の3つのうち、いずれかの充足により改めて特定生産緑地指定の継続か否かを選択但し、**納税猶予を受ける場合、必然的に特定生産緑地の継続が必要**となる



今回特定生産緑地へ移行無しは約1割ですが、それでも面積は**三大都市圏で991ha**とかなりの規模となります。

**特定生産緑地へ移行しない選択をした**ということは**必然的に売却や有効活用を検討されている可能性が高い**と考えられます。

今後地主様よりご相談などを頂く機会があれば、ぜひ一緒になってより良い資産運用を考えさせて頂きたいですね。



先日、同期の税理士と確定申告の打ち上げをしました。今年にはコロナ延長も表向きにされておらず、久しぶりに3月15日期限に向けての仕事となりました。例年のことですが今年も皆さま、あまり休まれていなかったご様子でした笑。お互いに確定申告からの解放と、久しぶり会ってお酒を酌み交わし、良い打ち上げをすることができました。